

住民主体で創る「まちのかたち」を未来へ 景観計画は未来へのメッセージです

大洲市は、昨年5月景観行政団体となり、「地域の個性を活かした魅力のある景観づくり」に努めながら、「豊かな生活文化の創造」と「観光振興等を通しての地域の活性化」を目指すことにしました。その手始めとして、平成18、19年度の2カ年で、肱南地区を対象にした景観計画の策定を進めています。

まちの風景

左の写真を見比べてみて、何をお感じになりますか？一番上の写真を見れば、おそらく多くの人々が「素敵な風景だなあ・・・」と思われるのではないのでしょうか。



ベルン

内)では、雑然とした感じを受けないかと思えます。「景観」について考えることは、素朴な観点からの印象を大切にしながら、身近な「風景」について考えてみることから始まります。



市内某所より、大洲城を望む

て、その美しさの差は歴然です。皆さんはどう感じるでしょうか・・・？



三の丸並木より、大洲城を望む

景観法の登場

皆さんもご承知のように、これまで「景観行政」は、「町並みの保存や保全」を中心に取

平成 15 年	7月 11日 7月 31日	美しい国づくり政策大綱 公表 観光立国行動計画 公表
平成 16 年	6月 18日	景観法公布
平成 17 年	5月 2日	大洲市景観行政団体となる

※「景観行政団体」とは、「景観計画」を策定することのできる自治体のことで、指定都市や中核市は、法の施行と共に自動的に、それ以外の市町村は、県の同意を得てなることができます。大洲市は、愛媛県との協議を行い、その同意を得て「景観行政団体」になりました。

ワークショップのご案内

○肱南地区の町並み散策
・肱南地区の文化遺産(入場無料)や町並みを職員の方のガイドで散策。「素敵な景観」や「景観を害している要素」を探してみます。散策に要する時間は、約2時間半から3時間。
グループ・団体での予約に応じて日程や内容を調整させていただきます。詳しくは、事務局まで。

り組んできた事例がほとんどでしたが、その多くは、各市町村が独自の自主的な条例を整備するなどして取り組んできたものでした。

しかし、自主条例等での町並みの保全には限界があり、町並みのみならず日本の美しい農村風景までもが蝕まれていく現状を憂慮した国では、平成十五年に、「美しい国づくり政策大綱」や「観光立国行動計画」を公表しました。この中で、日本の美しい景観を保全して、それぞれの地域ならではの豊かな生活環境を育み、これを観光資源として生かしていくことで、広く地域活性化に寄与していくことが提言されたのです。

そこで登場したのが「景観法」

でした。この法律は、先ほど述べた「良好な(美しく魅力的な日本らしい)景観の形成」を、日本国中の隅々まで、それぞれの自治体の主体性をもって、住民と行政と企業とが一体的に推進できるようにと整備された画期的な法律です。

この法律で、良好な景観の形成は国民の義務であるとされたのに加え、緑の保全を促進する「都市緑地保全法」や屋外広告物について定める「屋外広告物法」なども改正して、総合的に良好な景観を整備できるように、環境が整えられました。

これを受けて、大洲市も昨年五月に景観行政団体となり、景観計画の策定に取り組むこととしたのです。

景観計画

景観の意味

「景観」という言葉の中には、色々な意味が含まれています。例えば、郷土の歴史や文化を代表する「文化的空間」としての顔、生活の質を向上させ快適な暮らしを営んでいくための「生活空間」としての顔、そして、共に美しい景観を維持していくために人々が関わり合うことで生まれてくる「公共性（地域コ

ミュニティの回復）」という顔、等です。

「景観」とは、単に人工物や自然が織り成す「景色」のことではなく、そこに、人々の暮らしや息遣いが加わることで形作られる「風景」のことを言うのです。ですから、住民一人ひとりが送る日々の生活そのものが、「景観」を形作る大切な要素だということになります。また、生活空間の中に引継ぐ文化

的な遺産の持つ意味や歴史的な意味を理解し、語り継ぐことも大切な要素となります。

まちに残る文化遺産に思いをはせ、道端に咲く花々や木々の緑に関心を示しながら、みんなが美しい「風景」を創っていくために、どんな決まり事を作っていくか、それが「景観計画」の根本にあるところなのです。

将来に向けた美しい景観づくり

左の写真では、建物のラインが美しく整えられ、車などの立ち入りが制限された路上を、人々が自由に行き来しています。日本とヨーロッパとは、建築物に関して、「石の文化」と「木と土の文化」として比較されるように、その文化性には大きな違いがあり、一律に比較することはできませんが、ヨー



ロッパの町並みには、何かしら惹かれるものがあるとは思いませんか。それは、単に文化の違いというだけではなく、「未来に向けて美しい景観を伝えたい」という、住民の強い意志の現れのようにも思えます。



おはなはん通りにて

第1回ワークショップから
※ワークショップの開催については、公式ホームページに随時掲載しています。

景観計画策定事業事務局
市役所都市整備課管理第1係（武田）
☎：24 - 1719（直通）

水辺の生き物とのふれあい

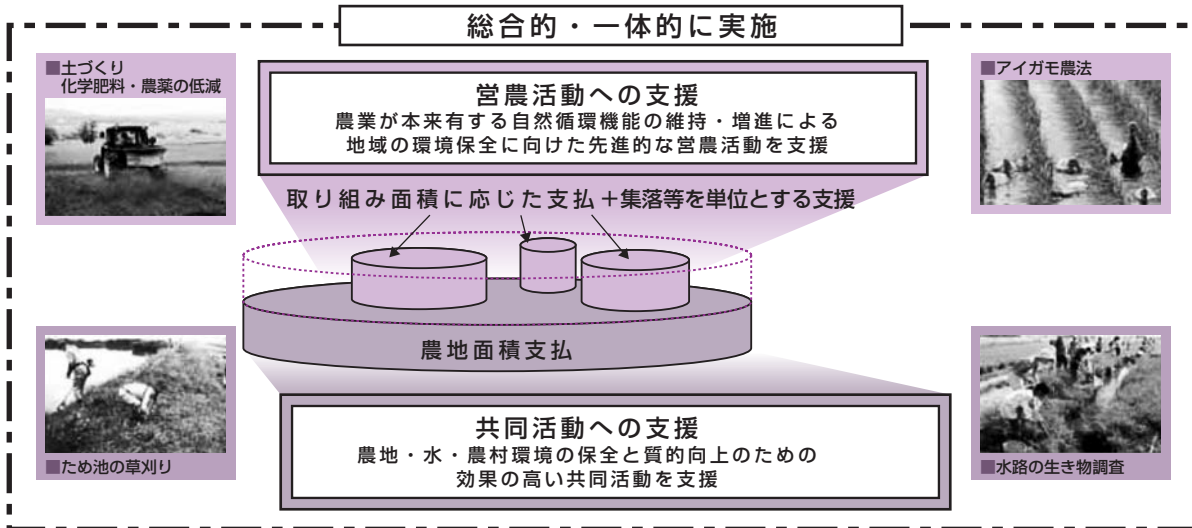


7月12日、大谷小学校（肱川町大谷）で、ふるさと水辺の生き物教室が開催されました。これは、川や水田、ため池などの生き物調査をして、地域の自然環境のすばらしさを深めてもらおうと県が実施したものです。

この教室には、同校の3年生から6年生の14人が参加し、地元の人から昔の大谷地区の様子を聞いた後、東雲短期大学松井教授指導のもと近くの大谷川に入り、カニやドジョウ、カワニナなどを網ですくっていました。児童らは採った生き物を教室に持ち帰り、名前を調べたり体長や体の特徴などを観察し、自分たちの住んでいる地域の環境を真剣に考えていました。

- 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、
 - ①農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動
 - ②農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動
 - ③これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取り組み
 をともに協定に位置付け、多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援することとしました。

農地・水・環境保全向上対策



国では、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が、高齢化や混住化等により困難になってきていること、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化への対応が必要なこと、我が国農業生産全体の在り方を、環境保全を重視したもののへの転換が求められていることから、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」の導入を指しています。

このような情勢から、大洲市では、愛媛県等と調整を図り今年度実験的に支援を行うなど本格的な導入に向けて、準備を進めています。ここでは、その施策の仕組みについて紹介します。

詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/>

問い合わせ先

市役所 ☎22111

・ 営農活動への支援について
農林水産課農政係

(内線223)

・ 共同活動への支援について
土地改良課工務係

(内線233)